

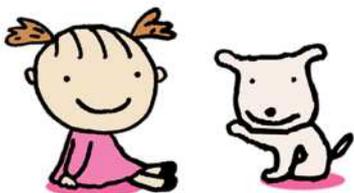
令和6年10月から 児童手当の支給要件が 大きく変わります！！



内容	現行	令和6年10月分～
受給資格者	戸田市に住所があり、対象こどもを監護している保護者。 父母など2人以上の者がいる場合は、所得の高い方	
対象こども	国内に住所を有する 中学校修了までのこども (15歳到達後の最初の3月31日まで)	国内に住所を有する 高校生年代まで のこども (18歳到達後の最初の3月31日まで)
所得制限	所得限度額: 960万円未満(年収ベース、 夫婦とこども2人の場合) 年収1,200万円以上の者は支給対象外	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 : 15,000円(一律) 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円 中学生 : 10,000円(一律) 所得制限以上 : 5,000円(特例給付・一律) 第3子以降の多子加算カウント方法は次行へ	 <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子 : 15,000円 第3子以降 : 30,000円 3歳～高校生年代 第1子、第2子 : 10,000円 第3子以降 : 30,000円 第3子以降の多子加算カウント方法は次行へ
多子加算 カウント方法	高校生年代までのこども	22歳年度末まで のこども 保護者の経済的負担がある場合に限る
支払期月	年に3回(2月, 6月, 10月) 各前月までの4カ月分を支払い	年に 6回(偶数月) 各前月までの2カ月分を支払い 制度改正後は、令和6年12月に支給(10・11月分)

下記にあてはまる方は、申請が必要となります。

- 所得制限により、児童手当を受給していない人
- 現在、児童手当を受給しておらず、高校生年代のこどもを養育している人
平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれのこども
- 18歳年度末以降22歳年度末までのこどもを含め、3人以上養育している人
平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれのこども
- 現在、児童手当を受給しており、市外に住所を有する高校生年代のこどもがいる人



【お問い合わせ】

戸田市 子育て支援課 医療・手当担当
電話：048-441-1800(内線487・488)